

会 報

1
2007 January



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇年頭のご挨拶

社団法人 宮崎県建設業協会 会長	山 本 修	1
宮崎県議会 議長	坂 元 裕 一	2
国土交通省宮崎河川国道事務所 所長	藤 原 要	3
社団法人 全国建設業協会 会長	前 田 靖 治	4
社団法人 全国土木施工管理技士会連合会 会長	豊 田 高 司	5

◇平成19年 1 月行事予定	7
----------------	---

◇平成19年 2 月上旬行事予定	8
------------------	---

◇県協会HP会員専用サイト掲載項目案内（12月分）	8
---------------------------	---

◇県協会 会員の動き	8
------------	---

◇県 協 会

1. 緊急公共工事品質確保対策について	9
2. 平成19年度宮崎県産業開発青年隊隊員 2 次募集について	13

◇雇用改善コーナー

1. 労働災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について	15
2. 労働施策アドバイザーを派遣します！	16
3. 若者からのメッセージ	17

◇技 士 会

1. 平成19年度 1 級（学科）2 級土木施工管理 技術検定試験受験準備講習会のご案内	18
2. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ！	19
3. C P D S（継続学習制度）について!!	20

◇建 退 共

1. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）	21
-----------------------	----

◇厚生年金基金

1. 事業概況（11月分）	21
---------------	----

◇建 災 防

1. 平成19年度各種技能講習等の実施予定について	22
2. 死亡災害発生状況（県内の建設業）について	24
3. 個別労働紛争解決制度の周知について	24

◇火薬協会

1. 火薬類事故発生状況	25
2. 火薬事故の概要	25

◇保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）	26
-----------------------------	----

◇財建設業福祉共済団からのお知らせ

1. 共済団ホームページをご利用ください!!	27
------------------------	----

年頭のごあいさつ



社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 山 本 修

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご健勝にて清々しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから皆様方の暖かいご指導、ご協力を賜り、当建設業協会の業務運営も円滑に推進することができました。

ここに改めて深くお礼を申し上げます。

昨年は、「平成18年7月豪雨」により、本県においても、県西部を中心に土砂災害や浸水被害が多数発生し、9月には台風13号に伴う竜巻が延岡市内で発生し、多大な被害をもたらしましたが、被害に遭われました方々にお見舞い申し上げますとともに、災害復旧活動を行ってこられた会員企業の皆様に心から感謝申し上げます。

自然災害の多い本県では、脆弱な社会資本を整備することは喫緊の課題であり、建設業界の果たすべき役割は、社会資本の整備から多岐にわたる社会貢献活動の推進など、安全・安心な県民生活の維持のため、一層重要となっております。

さて、我が国の経済は、企業収益が改善し、設備投資が増加するなど企業部門が好調で、景気は緩やかに回復しているとの景況判断でございますが、地域間では、大きな経済格差があり、度重なる公共事業予算の大幅な縮減により、公共事業への依存度が高い地方の中小・中堅企業を取り巻く環境は依然として大変厳しい状況であります。

国においては、政府が2006年7月に閣議決定した「骨太方針2006」に盛り込んだ歳出入改革案においても、公共事業関係費は今後5ヵ年間で1～3%ずつ削減していく方針が明記され、来年度は3%削減となります。また、道路特定財源の一般財源化については、今後も当協会は勿論のこと全県的に対応して参る所存でございます。

県においては、「財政改革推進計画」のもと本年度までの3ヵ年間、公共事業が削減されてき

ましたが、財政再建団体に陥らないために、今後も縮減の方向で進められるのではないかと懸念されます。

また、一般競争入札の拡大等、著しく変化する入札制度改革に伴って、価格競争が激化し低価格（ダンピング）受注が横行しており、その抑止策として総合評価方式が導入されましたが、現在もなお増加傾向にあります。

この昨今の現状を憂慮し、国土交通副大臣が就任挨拶の中で最低制限価格の導入検討の発言をされたことに加え、国会議員有志による「公共工事低入札緊急対策会議」が自民党内に設置され、昨年10月30日に、原価割れが予測される受注希望者を排除する措置を早急に講じることや、今後、国にも最低制限価格の導入を検討するなど、ダンピング抑止策を決議いたしました。

ダンピング受注は公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、建設業の健全な発展を阻害するものであります。このことに関しましては、今後とも引き続き要望して参りたいと存じます。

また、独占禁止法も改正され、我々企業と致しましても、今まで以上に、建設業法、独占禁止法等関係法令順守に努め、国民から信頼される建設業界を構築すべく企業の社会的責任を果たして参る所存でございます。

今後も、このような厳しい現況下ではございますが、業界に課せられた責務を果たすべく、上部団体及び関係諸団体と連携を密にし、一体となって、鋭意努力して参りたいと存じますので、皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

年頭に当たり、皆様方のますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

新春あいさつ



宮崎県議会

議長 坂元裕一

新年あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会の皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、皆様方には、日頃から、社会資本や生活環境の整備を通じ、地域経済の発展と公共の福祉向上に、多大なる御尽力をいただいております。この場をお借りしまして厚く敬意と感謝の意を表する次第であります。

御案内のとおり、我が国の現在の景気が、戦後最長を更新したといわれていますが、地方においては、景気回復の実感には乏しく、また、国、地方の厳しい財政事情や少子高齢化の進行等を背景に、様々な分野において抜本的な構造改革が進められるなど、社会経済を取り巻く状況は大きく変化しております。

一方、全国、県内各地において甚大な災害を引き起こしている近年の台風、竜巻、豪雨等を見ますと、従来とは発生パターンが変化するなど、その予測や対応も非常に困難となっております。県議会におきましては、議員発議による政策条例である県防災対策推進条例を制定するなど、災害に強い県土づくりの実現を目指しておりますが、県民の生命・財産を災害から守る本県の社会基盤の整備状況を見ましてもまだまだ十分な状態ではありません。

さらに、注目されていた道路特定財源の見直しについては、道路歳出を上回る税収の範囲内での一般財源化の方針が出される一方、今後、道路整備の中期的計画の策定や、本制度の仕組みの大きな変更に関わりかねない所要の法改正

等が予定されるなど、これからもその動向をしっかりと注視していく必要があります。

このような中、市町村合併の進展や、道州制の議論も活発化しており、先の国会において「地方分権改革推進法」が成立するなど、真の地方分権の実現に向けた様々な取組みが進められておりますが、本県においては、地域間競争の前提となる高速道路網の整備も緒についたばかりの状況であります。

誠に厳しい環境下ではありますが、建設業が、本県の経済・雇用を支える重要な基幹産業であることに何ら変わりはなく、本県が真に住みよいふるさと宮崎として飛躍していくためには、その牽引役である皆様方の御協力が不可欠であります。

どうか、今後とも山本会長を中心に更に結束を強められ、業界の経営基盤の強化、並びに豊かな郷土みやざきの実現のために、なお一層の御活躍を賜り、皆様に寄せられる県民の厚い期待に応えていただきますよう念願申し上げます。

現在、県政も混乱の中にありますが、県議会といたしましても、皆様方と一体となりまして、都市と地方の地域間格差の是正をはじめ、本県の更なる発展に引き続き全力を挙げて取り組む所存でありますので、変わらぬ御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

年頭にあたり、社団法人宮崎県建設業協会の今後ますますの御発展と皆様方の今年一年の御健勝、御多幸を心から祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

年頭のご挨拶



国土交通省宮崎河川国道事務所

所 長 藤 原 要

新年明けましておめでとうございます。

平成19年の年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。また、皆様には平素より国土交通行政の推進につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、色々な意味で激動の年ではなかったかと思えます。新しい入札契約制度への移行と低入札工事の増大、道路特定財源の行方、風水害の発生など多くの難題に直面致しました。特に、川内川流域における大水害の発生、延岡市の竜巻による被害などは記憶に新しく、被災された方々の一日も早い復興を願う次第です。

このような中、一昨年から取り組んでおります大淀川下流部激甚災害対策特別緊急事業につきましては、地域の皆様のご協力により順調に進みつつあり、平成21年度完成に向け事業推進に努めております。特に、宮崎市街部の河道掘削工事については予定以上に捗り、従来の運動グラウンドとしてできるだけ早く地域の皆様へ開放出来るよう努力しております。その他の地区につきましても、皆様のご理解とご協力を得、事業の推進を図って参りたいと考えております。

また、昨年8月の「大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」から頂いた提言に基づき、地域としての防災力を向上させるための「水害に強い人づくり」、「情報伝達のための環境づくり」、「水害に強い街づくり」について、県・市町そして地域住民の方々と連携して、実現して参りた



「一般国道10号花見改良」

いと考えています。

道路関係では、新直轄事業の東九州自動車道「清武～日南」につきまして、関係市町の多大なご支援と地域住民や関係の方々のご協力により、地元協議や用地の集団調印等が非常に順調に進み、一部の工事発注が出来る見込みとなりました。さらに今年は、「一般国道10号花見改良」が2月に全線開通の予定であり、花見地区の渋滞緩和が図られるものと期待しております。また、「一般国道220号青島～日南改良」では宮崎市折生迫～内海を平成19年度内開通を目標に整備しており、これにより異常時通行規制区間の一部が解除されることとなります。さらに地域高規格道路の「一般国道10号都城道路」については、今年から工事発注を行い、できるだけ早い供用に向け整備促進して参ります。その他の事業につきましても地域の皆様のニーズに応え、協働してより良い道づくり、地域づくりに励んでいく所存です。

公共事業に対しましては、依然として厳しい目が注がれておりますが、地方においては地域間格差の解消等が不可欠であり、社会資本の整備を無駄なく着実に誠意を持って進めていくことが、国民の皆様に理解を頂く唯一の行動であると考えています。

今後とも、国土交通行政に対する皆様のご理解とご協力をお願いすると共に、宮崎県がより一層豊かに発展して行くことを祈念致しまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



「東九州自動車道 清武～日南」

年 頭 所 感



社団法人 全国建設業協会

会 長 前 田 靖 治

明けましておめでとうございます。平成19年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、気象庁が、平成18年度豪雪や平成18年度豪雨と命名したように、想定以上の自然の猛威が、日本列島を襲来し、社会生活基盤が多なる被害を受け、多くの尊い人命や財産が失われました。被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

相次ぐ自然災害の発生は、脆弱な我が国の社会基盤に更にダメージを与えており、災害に強い社会資本整備を構築することは勿論のこと、防災・減災に向け日々努力をしていくことが、国民の生命・財産・生活を守る最善の道であり、我々建設業界に課せられた社会的使命であると痛感しております。全建といたしましても、各都道府県建設業協会並びに会員企業が丸となって、その重責を果たして参る所存でございます。

現下の我が国の経済動向につきましては、景気拡大期が「いざなぎ景気」を超えて、戦後最長となり、企業部門での設備投資の拡大等好調さが継続しておりますが、消費には弱さがみられるなど、今後の先行きには不透明感がにじんでおります。

さらに、我々建設業界においては、歯止めのかからない公共投資関係費の減少と過剰供給構造により、中小・中堅建設企業の経営は極めて厳しい状況にあり、建設業を基幹産業としている地方においては、地域建設企業の衰退により、活力が大きく失われ、経済格差の広がりにも多大なる影響を与えております。

このため、本会では、平成18年度補正予算並びに平成19年度予算の確保のため、昨年末、これまでの公共事業費削減政策を改め、社会資本及び災害に強い公共施設等の整備をより計画的に推進するとともに、公共事業にウエイトを置いた積極的な財政運営への転換を図ることを強く政府・自民党に要望いたしましたが、国・地方自治体の財政状況の逼迫と税収不足の中で、防災・減災対策の推進に向けた重点配分、地方の中小・中堅建設企業の受注機会の確保の実現には、なお厳しい状況が続いております。

しかしながら、安全・安心な国民生活の確保と国際競争力のある経済社会を実現するための社会基盤整備を推進し、地域経済の発展と雇用の確保、また、高齢化社会を見据えて社会資本を一層充実させるためにも、社会資本整備の重

要性と十分な公共事業予算の確保について、引き続き強く要望して参る所存であります。

一方、公共投資関係費の削減と過剰供給構造は、低価格入札による激しい受注競争を増加させ、真面目に努力を続けている優良な企業が経営悪化に追い込まれるという、不良不適格企業の排除の徹底に逆行する状況を生み出しており、昨年のブロック会議・地域懇談会においても最重要課題として議論がなされました。

昨年、自民党が「公共工事低入札緊急対策会議」を設置され、品確法の区市町村などへの徹底等を盛り込んだダンピング受注を排除する施策を緊急決議いたしました。

また、国土交通省も、本会の要望等を受けて、技術力を重視した新たな総合評価方式の導入や失格基準などを盛り込んだ緊急公共工事品質確保対策を緊急に取りまとめをいただき、新たなダンピング対策が進められております。

新たな総合評価方式導入は企業に「技術力」強化を促し、入札ポンド制度の対象拡大は「経営力」の強化を求めています。これは「真に技術と経営に優れた企業」が伸びる競争環境になることを意味します。

全建としては、国、政府の対策への取り組みを支援するとともに、講じられる対策が有効に機能し、ダンピング受注や、不良不適格業者の排除が速やかに実現するよう今後とも強く要望して参る所存であります。

建設産業を取り巻く状況は厳しく、官製談合防止法改正案が国会で成立するなど、国挙げての談合防止に向けた取り組みがなされておりますが、談合問題や耐震偽装問題などで発生した業界に対する国民の不信感はまだ払拭されておられません。

業界全体が、国民のニーズに対応すべく、コンプライアンスの徹底と企業の社会的責任（CSR）の取り組みを強化し、安全で品質に優れたものをつくり、国民から信頼される企業団体として社会に貢献していくことが最も重要であります。

今後も、これらの諸課題に対応すべく、各都道府県建設業協会及び関係諸団体と連携を密にし、一刻も早く国民の信頼を回復し、活力のある業界にすべく誠心誠意努力をまいりますので、皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、皆様方の更なる御発展と御健勝を祈念いたしまして、新春のご挨拶といたします。

年頭のご挨拶



社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
会 長 豊 田 高 司

新年明けましておめでとうございます。

宮崎県土木施工管理技士会の会員の皆様方には、常日頃から私ども連合会の活動に対して深いご理解・ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて公共事業は近年大変厳しい状況が続いております。こうした中、品質確保法が施行されたことにより、従来と比較して価格より品質をより重視して公共事業を評価するという総合評価方式が導入されました。この結果、技術力と経営力が優れた企業が伸びる環境になりつつありますが、一方で低価格入札が大きい問題となっており、今後様々な努力が必要であると感じております。連合会としましても、公共工事に携わる土木技術者が高度化・複合化する技術の進展に的確に対応しその役割を十分果たせるよう、技術力向上のための活動を強力に進めて参ります。

活動の中でも、継続学習制度（CPDS）の運営には力点を置いております。CPDSの学習履歴は、技術者の研鑽を積む姿勢を現すため、技術力を適切に評価する指標としても有効と考えられます。実際、これまで国土交通省九州地方整備局、関東地方整備局、広島県、愛媛県、高知県、長崎県、長野県、佐賀県、宮城県、島根県、鳥取県、広島市でCPDSの点数や講習会などを行政上の技術評価項目としていただいております。継続学習の履歴を発注者側で評価していただくことは、継続学習をする者にとっ

て特に大きい励みになります。連合会としては今後とも行政機関に対し一層の普及をお願いする所存です。

監理技術者講習につきましては、宮崎県技士会で熱心に取り組んでいただきお礼を申し上げます。全国ベースでの受講者数が少なくなることから技士会の講習も厳しい状況が続いておりますが、技士会会員の皆様におかれましても受講する場合には是非技士会の講習を受講いただければと思います。連合会、技士会が協力しあえば、監理技術者講習は技士会活動の大きい柱に育つものと思っております。

また連合会の活動としまして、各県技士会のご協力をえて会員に対するアンケートを行い、会員が身近に感じている諸課題等を中心に調査いたしました。会員の皆様にはご協力ありがとうございました。連合会としては、こうした会員の声を基に今後国土交通省へ要望するなどして、その実現に結びつけたいと考えております。

連合会では、技士会と協力して今後さらに活動を充実させて、会員技士一人ひとりが「入会して良かったと思える技士会」となるため、一層の努力を続けてまいる所存でありますので、今後とも宮崎県土木施工管理技士会会員の皆様の暖かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。最後になりましたが、本年が皆様にとり輝かしい出発の年となりますことを心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新年の御祝辞を申し上げます

社団法人 宮崎県建設業協会

会 長	山 本	修
副 会 長	永 野	征四郎
同	山 下	寛 治
同	古小路	汎
常 務 理 事	児 玉	盛 次
同	有 嶋	富 夫
同	清 水	安 次
同	武 田	隆 善
同	宮 本	優 紀
同	黒 木	幸 紀
同	竹 尾	通 洋
同	志 多	宏 彦
専 務 理 事	渡 邊	孝 明
常務理事兼 事務局 長	河 野	裕 文

宮崎県建設産業団体連合会

会 長	山 本	修
副 会 長	松 本	芳 信
同	蒼 森	照 之
同	志 多	克 彦
専 務 理 事	渡 邊	孝 明
事務局 長	河 野	裕 文

勤労者退職金共済機構建退共宮崎県支部

支 部 長	山 本	修
事務局 長	寺 田	紘 武

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

支 部 長	山 本	修
副 支 部 長	黒 木	幸 紀
専 務 理 事	渡 邊	孝 明
常 務 理 事	大 山	喬 生
事務局 長	福 島	秀 俊

社団法人 宮崎県ダンパー協会

会 長	清 水	安 次
副 会 長	有 嶋	富 夫
同	矢 野	久 也
同	矢 野	征 男
専 務 理 事	渡 邊	孝 明
事務局 長	河 野	裕 文

宮崎県火薬保安協会

会 長	武 田	隆 善
副 会 長	竹 尾	通 洋
同	仁 岸	弘 幸
専 務 理 事	渡 邊	孝 明
事務局 長	北 蘭	泰 一

宮崎県土木施工管理技士会

会 長	古小路	汎
副 会 長	有 嶋	富 夫
同	黒 木	幸 紀
事務局 長	代 永	哲 也

宮崎県建設事業協同組合

理 事 長	宮 本	優
副 理 事 長	有 嶋	富 夫
事務局 長	田 尻	恵 一

宮崎県建設業厚生年金基金

理 事 長	児 玉	盛 次
副 理 事 長	竹 尾	通 洋
運用執行理事	永 野	征四郎
常 務 理 事	藤 岡	章 平

平成19年 1 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	月	元旦	元旦	元旦
2	火			
3	水			
4	木	仕事始め 商工会議所2007寿新年賀詞交歓会 (宮崎)	仕事始め	仕事始め
5	金	新春交通安全の集い		
6	土			
7	⑩			
8	月	成人の日	成人の日	成人の日
9	火			
10	水		石綿ばく露防止対策講習会 (宮崎)	
11	木		全国総合厚生年金基金協議会九州 地区会員懇談会 (福岡)	
12	金		小型車両系運転特別教育 (13日まで清武) 企業年金連合会九州地方協議会平成 18年度第3回役員講習会 (福岡)	
13	土			
14	⑩			
15	月			
16	火		基金納入告知書発送	全国建設業協同組合連合会正副会 長会議 (東京)
17	水			
18	木		車両系建設機械 (整地・掘削) 運 転技能講習 (20日まで清武)	
19	金	1級土木施工管理技士合格発表	企業年金連合会九州地方協議会宮 崎部会事務職員研修会 (宮崎)	
20	土			
21	⑩			
22	月	全国建設業協会評議員会 (東京)	リスクアセスメント教育 (宮崎)	
23	火	全国建設産業団体連合会評議員会 (東京)		
24	水		建災防監査 (宮崎労働局)	
25	木			
26	金			
27	土			
28	⑩			
29	月			
30	火	建設雇用改善推進セミナー (宮崎)		
31	水			

平成19年2月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木		建災防九州・沖縄地区連絡協議会 (沖縄)	
2	金	建設雇用改善コンサルタント等会 議 (東京)		
3	土			
4	日			
5	月			
6	火			
7	水			
8	木		車両系建設機械 (整地・掘削) 運 転技能講習 (10日まで清武)	火薬協会九州ブロック会議 (佐賀)
9	金			
10	土	監理技術者講習 (宮崎)		

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内 (12月分)

【公報、掲載】

項	目	所 管	形 式
1	「建設廃棄物処理委託契約書」の一部変更について	宮崎県建設業協会	P D F
2	緊急公共工事品質確保対策について	国 土 交 通 省	P D F
3	リコールの届出に伴う建設機械の事故防止について⑩	国 土 交 通 省	P D F
4	防災訓練等に関する実態調査の調査結果について	全国建設業協会	P D F
5	下請契約における代金支払の適正化について	国 土 交 通 省	P D F

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しております I D 及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

(12月1日～31日)

【代表者、組織、所在地等】

地区 (市) 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 南	(株) 大 和 産 業	代表者	鈴 田 義 春	鈴 田 亨

県 協 会

1. 緊急公共工事品質確保対策について

去る12月8日、みだしのことについて、国土交通省から次のとおり記者発表されましたので、お知らせします。

緊急公共工事品質確保対策について

平成18年12月8日

国 土 交 通 省

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など弊害が懸念されることから、これまでも累次にわたり対策を講じてきたが、いまなお低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっている。

このため、本年4月にとりまとめを行った、工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とする対策に加え、今般、下記のとおり、入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとした。

記

1 総合評価落札方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行実施）

〔現状・課題〕

現在の総合評価制度（価格と品質を総合的に評価して落札者を決定する制度）の運用においては、発注者が求める最低限の施工内容を実現できないと認められた場合を除き、すべての入札参加者がみな同程度に当該施工内容を実現できるものと評価している。

しかしながら、構築される施工体制の水準に応じて、発注者が示した施工内容を実現できる確実さの程度に自ずと差異があり、とりわけ入札価格の水準により差異が顕著となるが、こうした施工内容実現の確実さの差異は、技術評価点の配点・付与において考慮されてこなかった。

また、発注者が求める最低限の施工内容を実現できる場合に付与される標準点が100点であるのに対し、技術提案の内容に応じて付与される技術提案加算点の上限は50点（実際の適用では大半が30点以下）であり、入札参加者の技術力を必ずしも十分に評価できていない。

〔新たな対策〕

<概要>

新たに、施工体制が確実に確保できるかを審査要素に加味する（施工体制評価点の創設）とともに、技術提案の内容に応じて与えられる技術提案加算点の上限を引き上げ、価格以外の技術面の要素が十分に評価されるようにする。

※原則、平成18年12月上旬以降に入札手続（公告）を開始するものから適用

(1) 対象工事

原則として、一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事及び港湾空港等工事で予定価格が2億円以上のもの。なお、その他の工事についても試行できるものとする。

(2) 技術評価点の拡充

技術評価点に「施工体制評価点」30点を新たに追加し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、発注者が求める施工内容をより確実に実現できるかどうかを評価する。

また、発注者が示す標準案以外の施工方法等に関する技術提案に対し、10～50点の範囲で付与している技術提案加算点を、10～70点の範囲で付与することとする（簡易型総合評価方式では、10～30点を10～50点とする）。

なお、新技術・新工法等によるコスト縮減の技術提案については、施工体制評価点の審査・評価において考慮する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{(参考) 技術評価点} & = & \text{標準点100点} & + & \text{技術提案加算点10～50点} \\ & & & & \downarrow \\ \text{技術評価点} & = & \text{標準点100点} & + & \text{施工体制評価点30点} & + & \text{技術提案加算点10～70点} \\ & & & & \text{＜新規追加＞} & & \text{＜上限を引上げ＞} \end{array}$$

2 品質確保ができないおそれがある場合の具体化（特別重点調査の試行実施）

【現状・課題】

会計法令においては、最低の価格で入札した者を契約の相手方とすることを原則としているが、その者によって、契約の内容に適合した履行がされるかどうかの「調査」（いわゆる低入札価格調査制度）を行い、履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者と契約できるとしている（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項ただし書）。

国土交通省では、発注機関（各地方整備局）が定めた基準価格（工事ごとに予定価格の2/3～8.5/10の範囲内で設定）を下回る入札があった場合に「調査」を行っている。

しかしながら、「履行がされないおそれがある」場合がどのような場合か明確になっていないため、会計法令に基づく現行制度を的確に運用されていない状況にある。

【新たな対策】

＜概要＞

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条に基づき、その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査する際、極端な低入札者について、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

また、「履行がされないおそれがある」と認められる場合をあらかじめ具体化しておき、特別重点調査の結果を踏まえ、これらに該当すると認めるときは、その入札参加者とは契約を結ばないこととし、低入札価格調査制度の的確な運用を図る。

※原則、平成19年1月1日以降の入札に係るものから適用

(1) 対象工事（特別重点調査の対象者の絞り込み）

予定価格2億円以上の工事で、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合※を下回る入札をした者を対象に、(2)の厳格な調査を実施する。

※直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%若しくは一般管理費で30%。

ただし、新技術・新工法等によるコスト縮減により一定割合を下回る場合は、適用対象外。

(2) 特別重点調査の試行実施

- ・ 入札参加者が作成した積算内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか
- ・ 品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないか

等を調査し、契約内容が履行されないおそれがないかを厳格に審査する。

(3) 低入札価格制度的確な運用による落札者の決定

調査の結果を踏まえ、例えば、次のような場合は、契約内容を的確に履行できないおそれがあると認め、法令に基づく所定の手続を経て、次順位者と契約。

- ・ 品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合
- ・ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合

3 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

〔現状・課題〕

一般競争入札の参加資格として、参加企業及び配置予定技術者に、元請として過去に同種工事を施工した実績があることを求めている。

現在、同種工事の経験として認める対象期間は、少なくとも10年とされており、同種工事の施工実績がこの対象期間外のものしかなくなると、一般競争参加資格の一つである同種工事の施工実績要件を満たさなくなることから、無理な低価格で入札してでも「実績づくり」をせざるを得ないとの指摘がある。

〔新たな対策〕

一般競争入札の参加資格の一つである「同種工事の施工実績」として、当面、最大で過去15年以内の施工実績まで対象とすることができるよう要件を緩和する。

※平成18年12月上旬以降に入札手続（公告）を開始するものから適用

4 「入札ボンド」の導入拡大

〔現状・課題〕

「入札ボンド」制度は、金融機関等の引受機関による与信審査や与信枠管理を通じ、履行能力に比して過大な入札をする建設業者を排除する仕組みである。

入札参加予定者が低価格で入札をしようとする場合において、ボンド引受機関の与信審査により「入札ボンド」が発行されないときは、その者は、入札に参加することができない。また、低価格受注により利益率が低下すれば、引受機関は、その企業の評価を下げ、与信枠を縮小することとなる。このため、「入札ボンド」は、低入札を排除し、又は抑制する機能を有している。

国土交通省直轄工事においては、平成18年10月以降に入札手続（公告）を開始する工事について「入札ボンド」の提出を義務づける取扱を試行的に開始しているが、その対象は、WTO（政府調達協定）対象案件（予定価格が7.2億円以上の工事）に限られているため、低入札排除の効果も大規模工事に限定されている。

また、与信枠の縮小を嫌って低入札が抑制されるとの効果が一層発揮されるようにするためには、国土交通省直轄工事以外でも多くの発注機関が多くの対象工事で「入札ボンド」の導入を進め、引受機関による与信枠管理が有効に機能するようにしていく必要がある。

【新たな対策】

下請業者への不当なしわ寄せや手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、国土交通省直轄工事において試行導入している「入札ボンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図る。

具体的には、宮城県が平成18年11月以降に公告する3億円以上の工事すべてについて「入札ボンド」を試行導入するのにあわせ、東北地方整備局発注の宮城県内工事については、予定価格2億円以上のものまで試行対象を拡大する（現行7.2億円以上）。

※平成18年12月上旬以降に入札手続（公告）を開始するものから適用

5 公正取引委員会との連携強化

【現状・課題】

地方整備局発注工事において、談合情報が寄せられた場合や談合疑義事実がある場合は、直ちに公正取引委員会へ関係情報を通報するなど連携体制が構築されているが、立入調査に基づく建設業許可部局による対応等のダンピング対策等についても、公正取引委員会と連携を強化する必要がある。

【新たな対策】

国土交通省が発注機関として入手する低価格入札案件情報（入札結果情報、特別重点調査により赤字受注のおそれありとされた結果等）や建設業許可部局が実施する立入調査の結果等について、必要に応じ公正取引委員会に対し通報等を実施するものとし、国土交通省と公正取引委員会との連絡会議（平成18年10月12日に第1回開催）を随時開催することにより、連携を一層強化する。

6 予定価格の的確な見直し

【現状・課題】

急激な平均落札率の低下を踏まえ、最新の取引実例の積算基準への速やかな反映が求められている。

【新たな対策】

最近の入札価格の動向を踏まえ、施工形態の合理化による影響を把握するため、特別に実態調査を実施するとともに、その結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させる。

※平成18年度中に実態調査に着手し、その結果を踏まえて積算基準に反映。

2. 平成19年度宮崎県産業開発青年隊隊員2次募集について

平成19年度 宮崎県産業開発青年隊隊員2次募集要領

平成19年度の産業開発青年隊隊員を次の要領で募集いたします。

〈受付期間、試験日時及び試験会場等〉

項 目	内 容	
募集人員	課 程	定 員
	施工管理課程	30名程度（男女）
	専 攻 課 程	15名程度（男女）
	計	45名程度（男女）
受付期間	平成18年12月18日（月）～平成19年2月9日（金）まで	
試験概要	試験日時	平成19年2月13日（火）
	試験種目	学科試験（国語、数学Ⅰ程度）、作文
	内 容	受 付 8：30 ～ 8：50
		説 明 8：50 ～ 9：00
		学科試験 9：00 ～ 11：00
		作 文 11：00 ～ 12：00
		面 接 13：00 ～
	試験会場	宮崎県建設技術センター
	合格発表	2月19日（月）に建設技術センター正面玄関に掲示するほか合格者、不合格者全員に通知します。

〈応募資格〉

1. 施工管理課程（1年生隊員）

- 1）県内在住者または県内出身者で、教育訓練に耐え得る青年男女で、昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者。（平成19年4月1日現在で18才以上26才以下）
- 2）高等学校卒業程度の学力を有する者。

2. 専攻課程（2年生隊員）

- 1）宮崎県産業開発青年隊施工管理課程（1年生隊員）を修了または修了見込みの者。
- 2）県内在住者または県内出身者で、教育訓練に耐え得る青年男女で、昭和55年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、大学、短大および工業高等専門学校において、土木または建築工学の課程を卒業または卒業見込みの者。
（平成19年4月1日現在で20才以上26才以下）

〈応募手続〉

次の書類を提出してください。

1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、6ヶ月以内のもの）

2) その他提出書類

① 高校在学者……………※調査書（進学用）

② 中学、高校卒業者……………卒業証明書、成績証明書

③ 大学、短大、高専在学者……………卒業見込証明書、成績証明書

④ 大学、短大、高専卒業者……………卒業証明書、成績証明書

※調査書は申し込日の属する学期の前学期のものとする。

3) 入隊試験手数料（2,200円）

宮崎県収入証紙（2,200円）貼り付けてください。

受験願書の配布先……………建設技術センターをはじめ、県内の高等学校、市町村役場、最寄りの土木事務所及び県税事務所に置いてあります。

提出先……………宮崎県建設技術センター

〒889-1602 宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙2559-1

受付期間……………平成18年12月18日（月）から平成19年2月9日（金）まで

※郵送の場合は、募集期間最終日の消印のあるものに限り受け付けます。

受験票の交付……………受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、随時受験票を郵送します。また、2月8日（木）までに受験票が到着しないときは、下記の問い合わせ先に連絡してください。

〈入隊にあたって〉

1) 経 費

	入隊試験手数料	入隊手数料	授業料（年額）
必要経費	2,200円	5,550円	105,600円

※ 必要経費以外に、男子隊員年間560,000円、女子隊員年間600,000円程度の入隊経費を必要とします。（教科書、制服・実習服、各種免許受験料、研修旅費、光熱水費、食事の一部等に充当）

※ その他、必要な経費が生じた場合は別途徴収します。

2) 実習賃金

現場実習に従事した場合は、実習賃金が支給され、食費等に充当されます。

3) 在隊中に受験できる資格免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能修了証、火薬類取扱保安責任者免状、危険物取扱者免状、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、測量士補等

〈問い合わせ先〉

宮崎県建設技術センター 教育係

〒889-1602 宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙2559-1

T E L 0985 (85) 1515 F A X 0985 (85) 2991



友 愛 ・ 希 望 ・ 協 力

雇用改善コーナー

1. 労働災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について

厚生労働省労働基準局 安全衛生部長

労働災害については、近年、死亡者数及び休業4日以上之死傷者数は減少し、重大災害発生件数も昨年は増加から減少に転じたところですが、平成18年においては、11月公表の速報値によると、死亡者数、死傷者数、重大災害発生件数ともに増加傾向に転じているところです。

その内容を見ると、製造業、建設業等における死亡災害・重大災害の増加、仮設物・建築物・構築物等からの墜落・転落、環境等（土砂、立木等）の崩壊・倒壊、危険物・有害物等による火災等の特定の起因物・事故の型による死亡災害の増加等が見られるところです。

こうした災害増加の背景には、昨今の景気回復等による人員不足・業務多忙や、熟練労働者の退職等に伴う安全衛生に関する人材の確保、未熟練労働者に対する安全衛生教育の徹底、事業者の安全衛生への意識が不十分となっていること等により、安全衛生管理が低調となっていることが懸念されるところであり、労働災害防止対策の徹底が不可欠な状況にあります。

このような状況を御理解の上、労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、貴団体におかれましても、下記について、会員事業者等に対する周知啓発、指導等をお願いいたします。

記

- 1 生産量、業務量の増加等に十分に対応した安全衛生管理体制となっているか、十分な安全衛生活動が行われているかなどを重点に点検を行い、各事業場の状況を踏まえて、経営トップ自らが先頭に立ち、そのリーダーシップの下、安全衛生に関する必要な人材の確保、新規採用者等に対する安全衛生教育の徹底、安全衛生パトロール等の安全衛生活動の充実、リスクアセスメントの実施等の対策を講じること。

特に、経験期間の短い労働者の災害の割合が増加していること等を踏まえて、雇い入れ又は作業内容の変更時の安全衛生教育が必要な内容及び時間をもって実施されるよう徹底を図ること。

- 2 仮設物・建築物・構築物等からの墜落・転落、環境等（土砂、立木等）の崩壊・倒壊、危険物・有害物等による火災等の災害が増加していること等から、これらの防止を重点に対策の徹底を図ること。
- 3 業務の輻輳等が想定される年末年始、年度末の時期をとらえ、重点的に、労働災害防止活動の展開、労働者等に対する安全衛生の啓発等を実施すること。

なお、労働災害防止団体においては、年末年始無災害運動等を実施することとしており、事業場の状況に応じて、これらの運動等の一環として、労働災害防止活動を効果的に実施すること。

雇用改善で、建設の未来を築こう

2. 労働施策アドバイザーを派遣します！

労働施策アドバイザーを派遣します！

働きやすい職場づくりについての御相談はありませんか？
労働施策アドバイザーが、あなたの会社の悩みをサポートします！



仕事と生活のバランスを
上手にとりたいんだけど

相談料無料

パートタイマーを上手に
活用したいのですが・・・



社内研修の講師に
なってもらえますか？

法律が変わったので
就業規則を見直したいのですが・・・

労働施策アドバイザーとは？

県が委嘱した労務管理に関する専門家
(社会保険労務士等)です。

事業所を訪問して、労務管理に関する
アドバイスや個別相談を行います。

申込み・お問い合わせ

「労働施策アドバイザー派遣申込書」に必要事項を記入して、最寄の
中小企業労働相談所に提出してください（FAX可）。

後日、訪問日程等の調整をして、専任のアドバイザーがお伺いします。

	住 所	電 話	F A X
宮崎県労働政策課 (宮崎中小企業労働相談所)	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7106	0985-32-3887
日南商工労政事務所 (日南中小企業労働相談所)	日南市戸高1-12-1	0987-22-2636	0987-31-0046
都城商工労政事務所 (都城中小企業労働相談所)	都城市北原町24-21	0986-23-4518	0986-21-0450
延岡商工労政事務所 (延岡中小企業労働相談所)	延岡市愛宕町2-15	0982-33-2862	0982-22-8662

雇用改善で、建設の未来を築こう



「家造りって楽しい」

鳥取県 入江 真佐子（25歳）
（㈱高野組 現場技術士）

私は、高等専門学校の建築科を卒業し、今の会社に就職しました。配属された部署は「住宅事業部」です。私の会社は総合建設業を営んでおり、土木業・建設業など公共の仕事も行っています。現在入社6年目に入りました。

入社してすぐ、お客様との打合せに立ち合わせて頂きました。私は見えていただけでしたが、いろいろ悩みながら提案し、決まっていくことがとても楽しかったので、その気持ちを先輩に話すと、「今のその入江ちゃんの気持ちを忘れずにこれからも頑張ってね。大変なこともたくさんあるけど、家造りは楽しいから」と言われました。私はその言葉がずっと心に残りました。これは一生忘れない言葉です。

入社して3年目に入り、私も現場を一人で任せられるようになってきた頃です。あるお客様のお母様に「現場を担当させて頂く、入江です。」と言うと「あんたが、現場監督するか…？」と心配そうに言われました。女性なのと年が若いので、このような経験は何度かありました。その頃は何か現場も竣工し、お客様から「ありがとう」という言葉をいただくようになっていましたから、「またこういう状況か…。まあいつものことだから」と容易に考えていました。しかし、工事が進むにつれ、状況がいつもとは違いました。毎日のように変更・確認の電話が掛かってきます。「ここはこうしたらどうだろう？」「現場を見ると打合せと違うようだけど」電話が鳴る度にまたかと悩まされました。担当していた現場が3件はありましたので、このお客様に掛かりきりになる訳にはいきません。一度は友人の結婚式の二次会の最中に電話がかかり、途中でぬけて現場まで行きました。この時は、「ここまでしないとイケないのか。辞めたい。」

とばかり、考えていました。そういう気持ちはおのずと現場にも表れるようで、集中力のなくなった私は平凡なミスを連発し、大工さんや電気工事の方に迷惑をかけてしまいました。もちろん職人さんもいい気はしませんから、現場の雰囲気も悪くなります。

「こがな面倒な家はもうせんけん。」と何度も言われました。そのたびに私はお願いするしかなく、申し訳ない気持ちや情けない気持ちでいっぱいでした。

そんな時、私はあの先輩の言葉を思い出します。「家造りは楽しいから。」今の私は家造りを楽しいと感じているだろうか？お客様のことを考えているだろうか？お客様にとっては一生に一度の家造り、わかっているようで全然分かっていない。お客様が「あんたで大丈夫かいな」と言われていたのに、何を考えていたんだろう。自分勝手な考え方になっていました。お客様と正面から向き合わずに、本当の家造りはできない、と思いました。この状況をなんとかせねばと考え、ちょうどこいのぼりの時期だったので、現場の足場にミニこいのぼりを飾りました。それから状況が少しずつ良くなってきました。現場でお客様に会うと、「入江さんこいのぼりありがとう」ほっと一安心です。お母様からも「いつもお世話になって。」「家ができていくのが楽しみだわ。」と言っていただけるようになりました。それからは今までよりは現場はスムーズに進み、お客様とのコミュニケーションもうまくとれていたと思います。お客様が不安に思っておられることをひとつずつ解決し、多少工期はずれましたが時間をかけました。

お引き渡しの日を迎えました。私はお客様にご挨拶をしている時、担当を変えてもらいたい、電話が怖いなど悩んだこと、みんなに励まされたことを思い出し、涙が止まりませ

んでした。お客様からは「いろいろ無理を言いましたが、自分たちの思いが叶えられた家になりました。ありがとうございました。」と感謝の言葉をいただきました。本当にこの現場を途中で辞めなくて良かったと思いました。無理を聞いてくれた職人さんも最後は「よう頑張ったな。」と一緒に喜んでくれました。この現場を辞めずに乗り越えられたのは住宅事業部の人たちの助けがあったからです。事務所で一番年下の私に対して、とても親身になってくれました。私のミスを自分のことのように心配してくれて、いつも励ましの言葉をくれました。辞めたいと漏らした時にも、「この現場は入江くんじゃないとだめ。何かあれば必ず手伝うから、頑張って。」私はその言葉を

励みに現場を続けました。引き渡した時には、大袈裟ですが、みんなに恩返しができたと思いました。

最近、お客様に「入江さん、楽しそうに仕事するなあ」と言われ、びっくりしました。こんなに嬉しいことはありません。仕事を楽しいと感じられることを教えてくれた先輩に感謝します。

建築の仕事はつらいことが多いように思われがちですが、楽しいこと、感動することたくさんあります。これからは私も先輩のように、家造りは楽しいということを伝えていけたらと思います。

「家造りって楽しいですよ。」

技 士 会

1. 平成19年度 1 級（学科）2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、県建設業協会の後援により 1 級・2 級の受験準備講習会を毎年開催し、多くの合格者を輩出しております。

講習会では、実践的なテスト形式を採用し社内教育に実績のある会員企業から優秀な講師を迎えて実施しているもので、受講者の方々にも大好評をいただいております。技士会会員はもとより会員以外の技術者の方も、ふるって参加ください。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願い致します。

日 程	1 級学科講習
	平成19年 4 月23 日（月）～平成19年 4 月27 日（金） 5 日間
日 程	2 級学科講習
	平成19年 7 月30 日（月）～平成19年 8 月 3 日（金） 5 日間
場 所	宮崎市橘通東 2 丁目 9 番19号「宮崎県建設会館」
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

1 級土木施工管理技士の国家資格を取得すると…

- ① 工事現場の主任技術者になれる
- ② 技術力評価点5 点が付与
- ③ 監理技術者になれる

2. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ！

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

「監理技術者資格者証」の交付を受けようとする方は、建設業法第27条の18第1項の規程により申請しなければなりません。また、公共事業に携わる方は、「監理技術者講習」を受講しなければなりません。

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり18年度の講習会は残り「1回」となりました。更新期にきている方は必ず受講をしてください。

現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

日 程	会 場
平成19年2月10日（土）「宮崎県技士会主催」 T E L 0985-31-4696	宮崎市学園木花台（宮大前） 宮崎県職業能力開発協会

＊ お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（T E L 0985-31-4696）

19年度の講習会日程をお知らせいたします

日 程	会 場
平成19年5月17日（木）「宮崎県技士会主催」	宮崎市学園木花台（宮大前） 宮崎県職業能力開発協会
平成19年8月22日（水）「宮崎県技士会主催」	宮崎市学園木花台（宮大前） 宮崎県職業能力開発協会
平成19年11月28日（水）「宮崎県技士会主催」	宮崎市学園木花台（宮大前） 宮崎県職業能力開発協会
平成20年2月9日（土）「宮崎県技士会主催」	宮崎市学園木花台（宮大前） 宮崎県職業能力開発協会

ぼくの前には道はない、僕のうしろに道は出来る

3. CPDS（継続学習制度）について!!

最近の急激な科学技術の進展につれて、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

つまり、技術者の技術力は、「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を、『CPDS（継続学習制度）』によって学習単位（ユニット）をもって評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1. CPDS（継続学習制度）の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2. CPDS（継続学習制度）の目標・メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事实務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

* 長野県・宮城県・島根県・愛媛県・高知県・広島県・佐賀県・長崎県と広島市が入札参加資格審査申請において「CPDS」を主観的事項（技術力評価）のなかに新たに加わった…参考までにお知らせします。

ぼくの前には道はない、僕のうしろに道は出来る

建 退 共

1. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (10月分)
先月までの 累 計	社 3,532	名 48,360	冊 20,445	件 2,632	千円 1,999,147	千円 1,346,663
11 月 分	13	259	1,072	135	101,072	93,486
17 年 度 計	3,545	48,619	21,517	2,767	2,100,219	1,440,149
脱 退	5	157				
累 計	3,540	48,462	340,789	34,721	18,673,843	109,398,412

注：掛金収納額は18.10月分を表す

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（11月分）

1. 適 用

（平成18年11月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
415社	5,051人	841人	5,892人

2. 給 付

裁定状況

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第 1 種 退 職 年 金	5	2,348,700	38	17,897,100
第 2 種 退 職 年 金	18	4,176,500	114	22,058,700
選 択 一 時 金	5	2,934,200	34	17,151,000
脱 退 一 時 金	28	5,077,700	209	32,442,500
遺 族 一 時 金	0	0	4	1,499,800

3. 年金経理（保有資産）

信 託 資 産	17,752,770,113 円
合 計	17,752,770,113 円

注：時価である

建 災 防

1. 平成19年度各種技能講習等の実施予定について

平成19年度の各種技能講習等の実施予定が決まりましたので、関係各位の受講につきまして、ご配慮頂こうご案内致します。

★お任せ下さい！

「各種の作業主任者・車両系建設機械・高所作業車等の資格取得」

歴史ある建災防のベテラン講師陣が懇切丁寧にご教授いたします。

平成19年度 各種技能講習等実施予定表

【作業主任者等の関係】

講習種目	地 区 別	宮 崎	都 城	延 岡	受 講 資 格	日数	受 講 料
1. 足場の組立て等作業主任者技能講習	5/15~16		7/24~25	4/17~18	・足場の組立て、解体又は変更に関する作業に満18歳になってから3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木、建築又は造船を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・その他の方	2日間	9,000 (8,000)
2. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	5/22~23				・型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木又は建築を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・その他の方	2日間	9,000 (8,000)
3. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	4/24~26		7/9~11	6/19~21	・地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取り付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木、建築又は農業土木を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・その他の方	2.5日間	13,000 (5,000)
4. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	8/27~28				・木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木、建築を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・その他の方	2日間	9,000 (8,000/6,000/5,000)
5. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	8/30~31				・建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木、建築を専攻して卒業した方は2年以上の従事）	2日間	9,000 (8,000)
6. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	6/26~27				・コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に3年以上従事した経験を有する方（大学、高専、高校等で土木又は建築を専攻して卒業した方は2年以上の従事） ・その他の方	2日間	9,000 (6,000/5,000)
7. 職長・安全衛生責任者教育	4/10~11	12/4~5	6/12~13	6/5~6 2/5~6	・職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない方又はこれから選任される予定の方	2日間	12,000 (14,000)
8. 安衛法改正に基づく建設業の職長のためのリスクアセスメント教育	5/2	12/11	6/1 1/22	7/13 1/8	・職長・安全衛生責任者教育を修了している方	1日間	7,000 (8,000)
9. ダイオキシン類作業従事者特別教育	7/4				・ダイオキシン類廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰等を取り扱う業務又は廃棄物の焼却施設に設置された焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務及び解体等の業務に従事する方	1日間	6,000 (7,000)
10. 石綿取扱い作業従事者特別教育	7/27			1/29	・石綿含有建材等が使用されている建築物等の解体及び改修工事に従事する方	1日間	6,000 (7,000)
11. 「土止め先行工法」講習	8/7			6/29	・上下水道等の工事の溝掘削作業の施工計画担当者、現場管理責任者及び地方自治体の工事発注に携わる方	1日間	7,000 (8,000)
12. 安全衛生推進者能力向上教育	5/8		8/2	7/18	・事業者又は安全衛生推進者に選任された方並びに安全衛生推進者にこれから選任される方	1日間	7,000 (8,000)
13. 現場管理者統括管理講習	5/29	8/21	8/9	7/31	・事業者又は現場代理人等に選任された方並びに現場代理人等にこれから選任される方	1日間	7,000 (8,000)

【車両系の関係】

月 別 講習種目	【会場】 清武町：宮崎県建設技術センター													受 講 資 格	日数	受講料
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
14. 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習	19 ～ 21	17 ～ 19	14 ～ 16	19 ～ 21		13 ～ 15	25 ～ 27	15 ～ 17		24 ～ 26	21 ～ 23	10 ～ 15	・大型特殊自動車免許所持者 ・普通又は大型自動車免許所持者で、小型車両系建設機械の特別教育修了後、3ヶ月以上従事した経験を有する方は3日間講習（普通又は大型自動車免許所持者は6日間講習） ・その他の方	6日間 （3日間）	77,000（31,000）	
15. 高所作業車運転技能講習	13 ～ 15		8 ～ 10		3 ～ 5		19 ～ 21		14 ～ 16		8 ～ 10		・建設機械施工技術検定合格者 ・普通又は大型自動車運転免許所持者 ・移動式クレーン運転免許所持者 ・車両系建設機械運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習、フォークリフト運転技能講習、小型移動式クレーン技能講習等を修了した方	2日間	（35,000）（33,000）	
16. 車両系建設機械（解体用）運転技能講習		25			25				8				・車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した方	1日間	（10,000）	
17. 不整地運搬車運転技能講習		11 ～ 13				7 ～ 9				18 ～ 20			・車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した方 ・大型特殊自動車免許所持者 ・その他の方	2日間	（31,000）	
18. 小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育	6 ～ 7			6 ～ 7			5 ～ 6			11 ～ 12			・小型車両系建設機械の運転業務に従事する満18歳以上の方	2日間	12,000（13,000）	
19. ローラーの運転の業務に係る特別教育						28 ～ 29					15 ～ 16		・ローラーの運転業務に従事する満18歳以上の方	2日間	12,000（13,000）	

留意して頂きたい事項

1. 高所作業車及び不整地運搬車の運転技能講習の日数は、3日間の内の連日又は隔日の2日間（学科1日、実技1日）になります。
2. 講習種目番号7～13及び18, 19の受講料の（ ）内は建災防非会員の受講料で、テキスト代を含んでいます。
3. その他の講習種目番号の受講料の（ ）内は一部科目免除者の受講料で、テキスト代は含まれていません。

講習場所

1. 作業主任者等の講習場所は、宮崎県職業能力開発協会又は都城・延岡の建設会館になります。
2. 車両系関係の講習場所は、清武町の宮崎県建設技術センターになります。

受講の手続き

1. 受講申込みは6ヶ月前から受理しています。なお、記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
2. 所定の「申込書」（当支部又は各地区の建設業協会にあります）に必要事項を記入の上、受講料を添えてお申込み下さい。（FAX可）
なお、ホームページに記載してあります「申込書」をご利用頂くことも可能です。

【宮崎労働局登録番号第2号】

建設業労働災害防止協会 宮崎県支部

〒880-0805宮崎市橘通東2-9-19（宮崎県建設会館内）

TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

ホームページ <http://www.kensaibou-miyazaki.jp>



2. 死亡災害発生状況（県内の建設業）について

県内における去年の労働災害による死亡者数については、11月号でお知らせ致しているところですが、その後、宮崎労働局から業種の修正がありまして、建設業としては1名減少して5名（12月15日現在）になっています。

番号	発生場所	発生年月日	発生時間	業 種	年齢	性別	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況	発注者	経験年数	備考
1	西都市	平成18年 4月29日	9:55頃	土 木 工事業	50歳代	男	おぼれ	水	潜水橋の橋脚を補強する災害復旧工事において、被災者は、橋脚の保護鋼板に樹脂を充填するため、酸素ポンペを装着した潜水作業を行っていた。1箇所の橋脚の樹脂充填が終わり、約14メートル離れた次の橋脚に泳いで移動（レギュレータは未使用）していたところ姿が見えなくなり、4時間後に潜水橋から50メートル下流にて遺体で発見された。	地方公	20年	非会員
2	延岡市	平成18年 5月18日	16:40頃	設 備 工事業	30歳代	男	墜・落 転・落	建築物、 構築物	塩酸タンク周辺の配管補修工事現場において、その日の作業が終了したので被災者は、足場の手すりを乗り越えて塩酸タンク（高さ4.6メートル、直径2.2メートル）上に飛び降りたところ、タンクを踏み抜き、タンク内に転落し、塩酸による薬傷を負って入院治療したが2日後に死亡した。	民間	15年	非会員
3	宮崎市	平成18年 5月26日	14:55頃	建 築 工事業	20歳代	男	飛・来 落・下	フォーク リフト	被災者は、マンション新築工事現場で使用した基礎工事用鋼矢板40枚（7メートル×420キログラム）を10枚4組の束に分け、トラックの荷台に積んで自社の敷地に運び、フォークリフトで荷下ろし作業を同僚と一緒にに行っていた。同僚がフォークリフトで3組目の鋼矢板の束をフォークですくおうとした時、フォークの先端が4組目の束の縁に当たり、鋼矢板2枚が荷台から被災者の上に落下し、死亡した。	民間	1年	非会員
4	宮崎市	平成18年 7月26日	9:15頃	土 木 工事業	50歳代	男	墜・落 転・落	掘削用 機 械	道路災害復旧工事において、ブロック積み施工箇所をドラグ・ショベル（機体重量約5.1トン）で掘削するために急斜面（約40度）を斜め35度に約2メートル下ったところで谷側に横転し、急斜面を約15メートル転落、被災者は、機体から投げ出されて死亡した。	地方公	20年	会員
6	新富町	平成18年 9月28日	9:30頃	その他 の土木 工事業	50歳代	男	飛・来 落・下	玉掛用具	給油所新築工事に伴う造成現場において、土止用のL型擁壁（重量約3トン）を設置するため、社長がドラグ・ショベルでL型擁壁をつり上げ、機体を旋回させたところ、フックに掛けていた玉掛け用ワイヤロープが切断してL型擁壁が落下し、近くで待機していた被災者の頭部に激突して死亡した。	民間	10年	非会員

3. 個別労働紛争解決制度の周知について

宮崎労働局総務部企側室から「個別労働紛争解決制度」に関する周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関するお問い合わせは、宮崎労働局総務部企画室（TEL0985-38-8821）にお願いします。

個別労働紛争あっせん制度について



職場でのトラブルの原因の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づくものが多くみられます。また、話し合いで解決しようとしても当事者だけで話し合うことが困難な場合もあります。トラブルの最終的解決手段としては裁判制度がありますが、それには多くの時間と費用がかかってしまいます。

労働局では、円満な解決を図るため無料で「あっせん」を実施しています。

「あっせん」とは、弁護士や大学教授など労働問題の専門家が労使双方の主張をお聞きし、場合によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、トラブルの円満な解決を図る制度です。

「あっせん」は、事業主の方からも、従業員（退職者）の方からも申請できます。

くわしくは、宮崎労働局総務部企画室（TEL0985-38-8821）まで。



火 薬 協 会

1. 火薬類事故発生状況

事故発生状況

平成18年火薬類関係事故発生状況

(平成18年11月30日現在)

項 目		件 計		死 計		傷重一軽 計	
取 扱	種 類 別	件	計	死	計	傷重一軽	計
製 造 中	産 業 火 薬	1	2	0	1	1－0	1－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	1		1		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	3	37	0	1	0－0	4－33
	煙 火	33		1		4－33	
	がん具煙火	1		0		0－0	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
がんろう	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
そ の 他	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－1	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	4	39	0	2	1－0	5－33
	煙 火	33		1		4－33	
	がん具煙火	2		1		0－0	

2. 火薬事故の概要

(1) 煙火の事故（消費中）

18年№29 H18. 9. 2 19:30 北海道釧路市
花火大会において、釧路川の河川中央から打ち揚げた3号玉の破裂片と推測される飛来物が、打ち揚げた場所から約100m離れた警戒区域外のスポーツパーク内で観覧していた観客の顔面に当たり負傷させたものである。
18年№30 H18. 9. 7 20:35 千葉県浦安市
テーマパークでの花火ショーの際、燃えかすが観客の女性2名に当たり、1名は目を洗浄して回復し、1名はまぶたに当たり眼球に傷又は火傷を負ったものである。
18年№32 H18.10.10 21:10 茨城県土浦市
競技大会終了後に既に打ち揚げた煙火筒を撤収しようとしていたところ、不発のまま残っていた4号玉の打ち揚げ煙火1発が打ち揚げられ、従事者2名が負傷した。
18年№33 H18.10.29 18:00 愛知県南知多町
中学校の文化祭後の夜祭において、打ち揚げようとしていた打ち揚げ筒が倒れ、近くにいた中学生1名が軽傷を負った。

(2) 事故防止の留意点

- ア №29の事故については打ち揚げ時の風の状況により、打ち揚げ場所を移動するか又は警戒区域を広げ観客席までの距離を十分確保することが必要だったと判断されます。
- 特に、強風の場合は花火の打ち揚げを中断し風の弱まるまで待つか又は延期・中止する勇気も必要だったのではないかと。
- イ 点火後打ち上がらないときには、絶対に打ち揚げ筒を覗きこまないこと。一番危険です。不発のときは水をかけ時間を置いて回収し、購入業者に返納し処分を依頼すること。
- ウ №29の事故については、打ち揚げ筒を固定するために、杭を打ち込み、その杭に打ち揚げ筒を固定し倒れないことを確認し、指導を受けた手順に従い打ち揚げ作業をすることが必要です。
- 筒を固定するために、安定している木箱等を利用し打ち揚げ筒を固定することも出来ます。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成18年度	728	23.8%	15,141	▲2.9%	3,977	6.7%	128,168	12.6%
平成17年度	588	▲1.3%	15,588	4.1%	3,729	1.1%	113,858	▲18.1%
平成16年度	596	▲9.7%	14,972	▲19.9%	3,689	▲10.1%	138,990	▲6.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

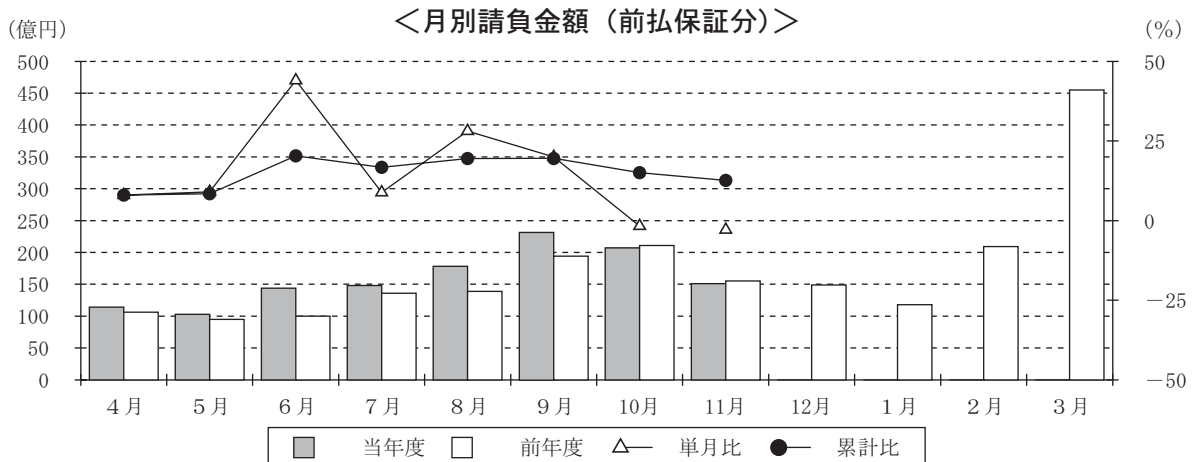
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	61	3,229	▲31.1%	21.3%	448	32,465	48.0%	25.3%
独立行政法人等	1	8	▲89.7%	0.1%	37	7,794	51.6%	6.1%
県	215	5,023	▲16.6%	33.2%	1,433	45,859	▲1.0%	35.8%
市 町 村	445	6,761	49.7%	44.6%	2,027	40,891	4.6%	31.9%
そ の 他	6	119	▲56.6%	0.8%	32	1,156	▲15.4%	0.9%
計	728	15,141	▲2.9%	100.0%	3,977	128,168	12.6%	100.0%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	205	4,504	53.5%	29.7%	879	29,168	20.9%	22.8%
高 岡	16	305	▲43.3%	2.0%	114	2,890	▲55.2%	2.3%
西 都	21	525	▲47.4%	3.5%	146	4,892	26.8%	3.8%
高 鍋	26	479	▲34.0%	3.2%	179	9,667	8.9%	7.5%
日 南	63	752	12.5%	5.0%	275	7,364	23.4%	5.8%
串 間	31	454	▲4.1%	3.0%	135	1,765	5.2%	1.4%
都 城	126	2,081	▲46.5%	13.7%	502	13,106	▲14.9%	10.2%
小 林	81	1,029	31.7%	6.8%	349	8,123	▲27.5%	6.3%
日 向	52	1,347	▲19.3%	8.9%	515	21,930	45.3%	17.1%
延 岡	60	2,584	20.5%	17.1%	431	20,381	25.7%	15.9%
西 臼 杵	47	1,077	41.7%	7.1%	452	8,877	78.0%	6.9%
計	728	15,141	▲2.9%	100.0%	3,977	128,168	12.6%	100.0%

※宮崎・高岡地区については、合併により対象となる工事場所が前年度と今年度で異なるため、増減率は参考数値として表示。



(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

共済団ホームページをご利用ください!!

共済団のホームページは、共済団が行う建設共済（法定外労災補償制度）の年間完成工事高契約に関する内容を中心としたさまざまな内容を掲載しているサイトです。各契約についての説明はもちろん、当ホームページの特長である掛金の自動計算をしたり、建設共済の資料をホームページから請求することができますので大変便利です。

新しい内容も随時追加しています。是非ご利用ください。

〈新しく追加した内容〉

- 共済団が行う災害補償……建設共済とはどのような制度なのか、なぜ必要なのか等、詳しく解説しています。
- 新規申込み手続きの流れ……初めて建設共済への加入をご検討される際、資料請求から申込みまでの流れを分かりやすく図式で説明しています。

〈主な掲載内容〉

- トップページ……共済団からのお知らせを掲載しています。定期的にクイズも行っています。
- (財)建設業福祉共済団……共済団の行っている事業についての説明です。
- 契約のご案内……建設共済の各契約についてのご案内です。
- 共済金……共済金の支払いの特長を説明しています。
- よくある質問……各契約に関するよくある質問とその回答を分かりやすく説明しています。
- 掛金試算……共済金区分（補償額）と直前1年間の完成工事高を入力するだけで簡単に掛金額を算出できます。加入を検討される際に分割回数や共済金区分を決める目安となり、便利です。
- 資料請求……建設共済の資料がホームページから請求できます。
- 育英奨学事業……奨学生等の対象や奨学金の給付額を掲載しています。
- リンク……共済団の関連団体等のリンク集です。お役立てください。

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

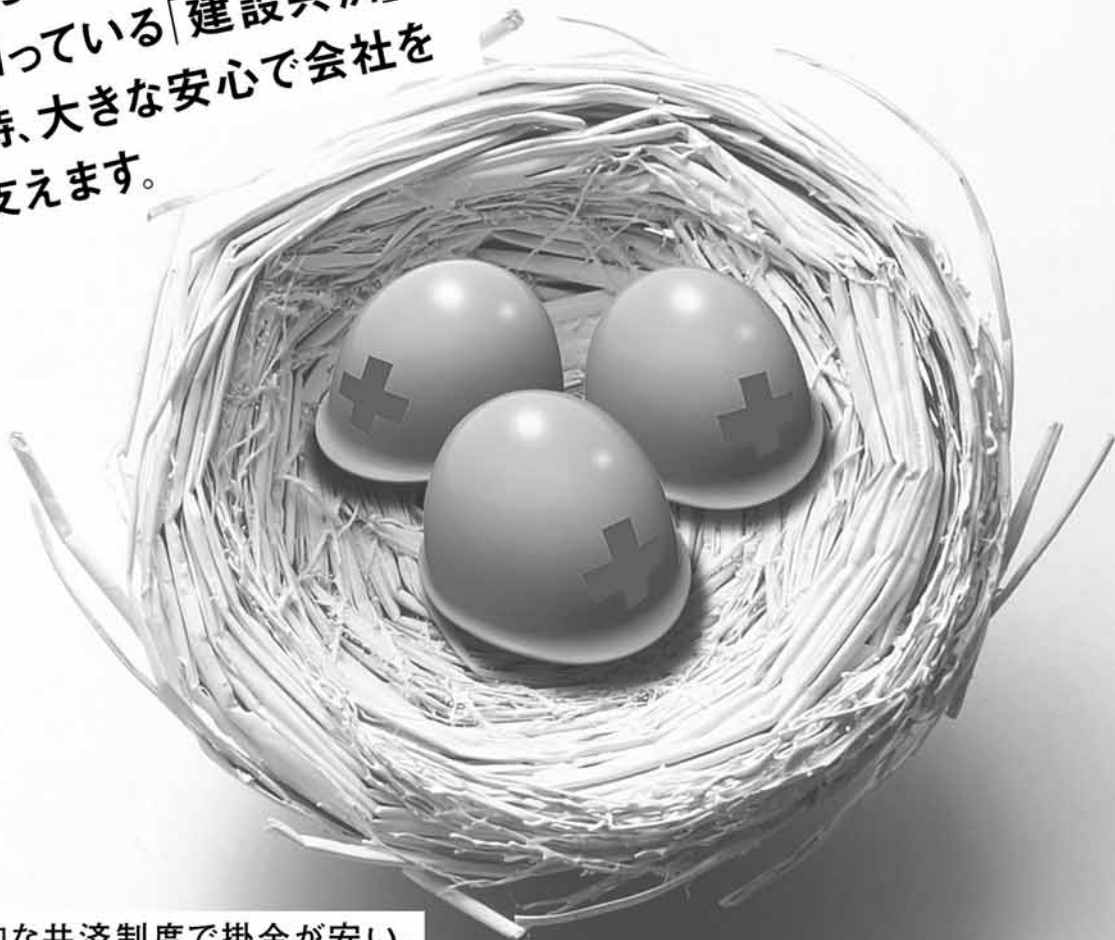
◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を
一番よく知っている「建設共済」。
もしもの時、大きな安心で会社を
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度

建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805宮崎市橋通り東2-9-19

TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>